

入札説明書

令和5年10月27日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者 青森県知事

2 入札に付する事項

(1) 入札件名 公用車用燃料（十和田地区）

(2) 青森県が取得する単価契約物品の品名・予定数量・規格等

ただし、予定数量は年間予定数量であり、年間の調達量を保証するものではない。

レギュラーガソリン J I S規格2号 予定数量 45,000ℓ

(3) 供給期間 令和5年12月1日から令和6年11月30日まで

(4) 納入場所 契約業者の給油所店頭

(5) その他 本入札の落札者は、下記①及び②の物品（以下「付随品目」という。）に係る単価契約を併せて締結することとし、入札終了後、その単価決定に係る見積書を直ちに徴取する。

①ハイオクガソリン

②軽油

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

また、下記範囲の場所に、給油を従業員が行うフルサービス式の給油所を有する者であること。

十和田合同庁舎（十和田市西十二番町20-12）から半径2km程度以内

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目「M01 燃料油」が競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除

く。)でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号様式。以下「申請書」という。）を持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知する。

ア 提出期限 令和5年11月9日 12時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ

ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所

3の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間

令和5年10月27日から同年11月16日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）を持参、郵便又はファクシミリにより提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 令和5年11月7日 12時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 令和5年11月17日 11時00分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第6条（B）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/buppin-bunsho.html>

ウ 入札書には、別紙入札書書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

エ 入札金額の記載方法

入札金額は1リットル当たりの単価を記入する。ただし、記入しようとする入札価格の金額に小数点第3位以下があるときは、これを切り捨てて第2位まで記入するものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 付随品目に係る見積徴取に関する事項

落札者から次に掲げる品目について見積書を徴取するものとする。

(1) 品目・数量・規格等

ただし、予定数量は年間予定数量であり、年間の調達量を保証するものではない。

①ハイオクガソリン J I S規格1号 予定数量 5000

②軽油 1号 比重(0.82~0.89) 予定数量 7000

(2) 見積日時 上記入札終了後に引続き行う。

(3) 見積場所 上記入札場所に同じ

(4) 見積条件

ア 見積書には、別紙見積書書式（ガソリン（ハイオク）用）、（軽油用）を参考に記載すること。

イ 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当分を含めた金額を見積書に記載するものとする。なお、その場合は、総額とともに本体価格（消費税及び地方消費税を含まない価格）と消費税及び地方消費税を必ず併記するものとする。併記する本体価格並

びに消費税及び地方消費税の額に小数点第3位以下があるときは、これを切り捨てて小数点第2位までにした金額を記載すること。

ウ 見積りは、原則として、予定価格を下回る見積額が提示されるまで、繰り返し執行する。

エ 見積りが開始されてから見積りを辞退するときは、見積書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

オ 委任代理人が見積りを行おうとするときは、見積書に委任代理人の氏名(法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名)を記名押印しなければならないものとする。

9 契約に関する事項

(1) 契約書(案) 別紙のとおり

(2) 契約保証金 免除する

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

10 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担 当 主査 高村 佳絵

電 話 017-734-9104

ファックス 017-734-8016

物品供給契約書

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青森県

上記当事者間において、物品供給のため、次のとおり契約を締結した。

(供給物品及び単価)

第1条 受注者は、次表に掲げる物品（以下「供給物品」という。）をその品名に応じ同表単価欄に定める単価で発注者に供給し、発注者は、その供給を受けることを約した。

品名	規格	単位	単価	摘要
ガソリン (ハイオク)	JIS規格1号	1リットル当たり	円	消費税及び地方消費税 円を含む
ガソリン (レギュラー)	JIS規格2号	1リットル当たり	円	消費税及び地方消費税 円を含む
軽油	1号(比重 0.82~0.89)	1リットル当たり	円	消費税及び地方消費税 円を含む

(供給期間)

第2条 供給期間は、令和5年12月1日から令和6年11月30日までとする。

(供給物品の納入)

第3条 受注者は、発注者の青森県公用車給油カード（以下「給油カード」という。）の提示に応じて供給物品を納入しなければならない。

2 前項の供給物品の納入は、受注者が指定した店頭において行うものとする。

(検査)

第4条 発注者は、自動車用燃料について必要があるときは、オクタン価の分析試験（日本産業規格K2280号に定めるオクタン価及びセタン価試験方法のリサーチ法による分析試験）を行うものとする。この場合において、当該試験に要する経費は、受注者の負担とする。

2 前項の分析試験の結果、第1条の規格に満たないときは、受注者は、当該自動車用燃料について発注者が査定する額の減額に応ずるものとする。この場合の減額に及ぼす数量は、分析試験の実施を求められた日までの間に引渡しを完了した総数量とする。

3 発注者は、供給物品の納入の都度、受注者の立会いの上、当該供給物品の検査を行うものとする。

4 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、納入しようとした物品を引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前2項の規定は、代品の納入について準用する。

(代金の支払)

第5条 受注者は、毎月10日までに、前月に納入した供給物品の代金を請求書により発注者に請求するものとする。

2 受注者は、前項の請求書の請求額を計算するときにおいて、第1条に定める品名ごとの単価に数量を乗じて得た額について円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前項の請求書には、納入年月日、品名及び納入数量を記載し、又は納入年月日、品名及び納入数量を明らかにした内訳書を添付するものとする。

4 発注者は、第1項の請求書を受領した日から起算して30日以内に当該請求に係る代金を支払うものとする。

(単価の変更)

第6条 受注者又は発注者は、この契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求することができる。

2 単価の改定は、別記1「契約単価改定基準」に基づき行うものとする。

(契約の解除)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 給油カードの提示を受け、当該給油カードに記載された車両番号以外の車両に供給物品を納入したとき。

(2) 供給物品以外の物品を納入し、その代金を供給物品の代金に含めて請求したとき。

(3) その責めに帰する理由により給油カードの提示に応じて供給物品を納入しなかったとき又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害が生じても、発注者は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項の規定に基づき発注者が解除したもののみならず。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続き開始の決定があった場合における同法の破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

第7条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体（以下「受注者等」という。）に独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名あて人となっていない場合にあつては、当該排除措置命令の名あて人に対する当該排除措置命令のすべてが確定したとき）。

(2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき（受注者が当該納付命令の名あて人となっていない場合にあつては、当該納付命令の名あて人に対する当該納付命令のすべてが確定したとき）。

(3) 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者（受注者が法人の場合にあつては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(違約金)

第8条 発注者は、第7条の規定によりこの契約を解除した場合は、契約解除の時点における受注者の

不履行分に係る契約金額（個々の発注金額）の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を、未払いの代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

（損害賠償）

第9条 発注者は、第7条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

第9条の2 発注者は、この契約に関して、第7条の2各号のいずれかに該当するときは、該当となった時点における受注者の不履行分に係る契約金額（個々の発注金額）の10分の2に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を損害賠償として受注者から徴収する。

（暴力団の排除）

第10条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記2「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（協議事項）

第11条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

受注者

Ⓜ

発注者 青森県知事 宮下 宗一郎

印

別記1

契約単価改定基準

(指標とする価格)

第1 公用車用燃料の各品名に係る契約単価改定の指標として、国からの委託を受けた事業者が調査及び公表を行う給油所石油製品の小売市況に関する週次の調査における各品目の1リットル当たりの価格(以下「価格の指標」という。)を用いるものとし、発注者は、これを常時記録するものとする。

(契約単価改定の検討)

第2 契約単価の改定の検討は、原則として、毎月(契約期間の末日の属する月を除く。)の末日の5日前(末日までの間に中5日を置いた日をいう。)までに行うものとする。

2 前項の検討において、当該検討の開始の日における直近の価格の指標と、この契約の供給期間の初日における直近の価格の指標(この契約が既に一度以上の契約単価の改定を経たものである場合にあっては、直近の契約単価の改定において用いた価格の指標)との差額が1円以上であるときは、直ちに契約単価の改定の協議手続を開始するものとする。

(契約単価改定の方法等)

第3 新たな契約単価は、受注者と発注者とが協議して決定するものとする。

2 前項の協議により決定された契約単価は、これを決定した日の属する月の翌月1日から適用するよう、変更契約を締結するものとする。

(緊急時の対応)

第4 経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により石油製品の価格が急騰又は急落した場合において、第2第2項に規定する方法で算出した差額が5円以上であると認められたとき(価格が乱高下する気配があるため直ちに契約単価の改定を行うことが不適切であると認められるときを除く。)は、第2に規定する契約単価改定の検討時期にかかわらず、直ちに契約単価改定の協議手続を開始することができる。

2 前項の場合における契約単価改定の方法等は、第2及び第3の例による。この場合において、契約単価に係る協議が調ったときは、第3第2項の規定にかかわらず、速やかに変更契約を締結するものとする。

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙) 入札書書式

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
名称又は商号
代表者職氏名

印

委任代理人

印

入 札 書

¥ _____

(十和田地区)

(単位:円)

品 名	規 格	数 量	単 価
ガソリン(レギュラー)	JIS 規格2号	10	

(別紙) 見積書書式 (ガソリン (ハイオク) 用)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
名称又は商号
代表者職氏名

印

委 任 代 理 人

印

見 積 書

¥ _____

(十和田地区)

(単位:円)

品 名	規 格	数 量	本体価格 (A)	消費税額 (B)	合 計 (A+B)
ガソリン (ハイオク)	JIS 規格 1 号	10			

(別紙) 見積書書式 (軽油用)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住 所
名称又は商号
代表者職氏名

印

委 任 代 理 人

印

見 積 書

¥ _____

(十和田地区)

(単位：円)

品 名	規 格	数 量	本体価格	消費税額	軽油引取 税 額	合 計
軽 油	1号 比重 (0.82~0.89)	10			32.1	

※本体価格には、軽油引取税額及び消費税額を除いた額を記入してください。
本体価格+消費税額+軽油引取税額=合計(見積総額)

第1号様式

年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	令和5年10月27日
入 札 件 名	公用車用燃料（十和田地区）
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和5年10月27日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 公用車用燃料（十和田地区）
- 2 業者番号及び等級格付
（業者番号： 、等級格付： ）
- 3 登録営業品目
- 4 申請日現在の指名停止措置の有無
有 ・ 無
- 5 給油所の設置状況
十和田合同庁舎（十和田市西十二番町20-12）から半径2km程度以内の、ガソリン（ハイオク、レギュラー）及び軽油の給油を従業員が行うフルサービス式の給油所の名称等（複数ある場合は、最も近い給油所）

給油所の名称： 住 所： 十和田合同庁舎までの直線距離：	km（小数点第1位まで記入）
------------------------------------	----------------
- 6 誓約事項
次の各号について、誓約します。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
 - (2) 青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
 - (3) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- 7 添付書類
契約単価の変更方法に係る承諾書

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

2 県外に本店を有する者で、県内に支店又は営業所を有する者にあつては、当該支店等の名称、所在地及び電話番号を記載した書面を別途作成の上、添付してください。

契約単価の変更方法に係る承諾書

令和5年10月27日付けで公告した公用車用燃料（十和田地区）に係る一般競争入札の参加資格確認申請に当たり、当該契約の変更契約の方法は下記のとおりとすることを予め承諾します。

記

契約単価改定基準

(指標とする価格)

第1 公用車用燃料の各品名に係る契約単価改定の指標として、国からの委託を受けた事業者が調査及び公表を行う給油所石油製品の小売市況に関する週次の調査における各品目の1リットル当たりの価格（以下「価格の指標」という。）を用いるものとし、発注者は、これを常時記録するものとする。

(契約単価改定の検討)

第2 契約単価の改定の検討は、原則として、毎月（契約期間の末日の属する月を除く。）の末日の5日前（末日までの間に中5日を置いた日をいう。）までに行うものとする。

2 前項の検討において、当該検討の開始の日における直近の価格の指標と、この契約の供給期間の初日における直近の価格の指標（この契約が既に一度以上の契約単価の改定を経たものである場合にあっては、直近の契約単価の改定において用いた価格の指標）との差額が1円以上であるときは、直ちに契約単価の改定の協議手続を開始するものとする。

(契約単価改定の方法等)

第3 新たな契約単価は、受注者と発注者とが協議して決定するものとする。

2 前項の協議により決定された契約単価は、これを決定した日の属する月の翌月1日から適用するよう、変更契約を締結するものとする。

(緊急時の対応)

第4 経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により石油製品の価格が急騰又は急落した場合において、第2第2項に規定する方法で算出した差額が5円以上であると認められたとき（価格が乱高下する気配があるため直ちに契約単価の改定を行うことが不適切であると認められるときを除く。）は、第2に規定する契約単価改定の検討時期にかかわらず、直ちに契約単価改定の協議手続を開始することができる。

2 前項の場合における契約単価改定の方法等は、第2及び第3の例による。この場合において、契約単価に係る協議が調ったときは、第3第2項の規定にかかわらず、速やかに変更契約を締結するものとする。

商号又は名称

代表者職氏名

(第3-1号様式注2の書面例)

(公用車用燃料(十和田地区))

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

県内の支店又は営業所は次のとおりです。

支店等の名称

所在地

電話番号

殿

青森県出納局会計管理課長 印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

1 入札件名
公用車用燃料（十和田地区）

2 入札参加資格の有無
有
無（理由

）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めることができます。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 公用車用燃料（十和田地区）

入札（見積り）期日 令和5年11月17日

入札（見積り）場所 青森県庁舎 出納局会計管理課入札室